

ねんりんピック彩の国さいたま2026 美術展出品規程

1 出品者資格

60歳以上（昭和42年4月1日以前に生まれた人）のアマチュアとする。

2 出品数及び出品作品

- (1) 各都道府県・政令指定都市から、日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び写真の部について、各部門2点（東京都、埼玉県、さいたま市は各部門4点）とする。
- (2) 出品作品は、出品者により創作されたもので、未発表のものとする。

3 出品規格

(1) 日本画の部

ア 水墨画を含む。

イ 10号以上（53.0 cm×33.3 cm）、50号以内（116.7 cm×116.7 cm）とする。

ウ 額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可とする。なお、30号（91.0 cm×91.0 cm）以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6 cm以内とする。

(2) 洋画の部

ア 油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画などとする。

イ 10号以上、50号以内とする。（版画については、10号未満も可とする。）

ウ 額装をする。ガラスは不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6 cm以内とする。

(3) 彫刻の部

ア 高さ200 cm×幅100 cm×奥行100 cm以内とする。

イ 重量は200 kg以内とする。

(4) 工芸の部

ア 工芸作品（陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他）とする。

イ 立体作品は高さ60 cm以内とし、平面（壁面を含む。）作品は50号以内とする。なお、額装した作品で30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6 cm以内とする。

ウ 屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149 cm×横140 cm以内とする。

エ 着物は、高さ170 cm×幅170 cm以内とし、展示具（和装であれば衣桁）とともに出品すること。

(5) 書の部

- ア 漢字、かな、調和体、篆刻・刻字及び前衛を問わない。
- イ 額・枠・軸装いずれも可。表装仕上がり寸法は、1.5 m²以内とし、縦形式は一辺が 242 cm、横形式は一辺が 182 cm以内とする。なお、ガラスは不可とし、重量は 10 kg以内とする。
- ウ 篆刻作品は印影のみの作品とし、縦 39 cm×横 30 cm以内の額装とする。刻字作品の大きさもこれに準ずる。
- エ 積文を、作品の裏面に貼付すること。

(6) 写真の部

- ア カラー、モノクロを問わない。
- イ 長辺が 50 cm以上、90 cm以内の単写真とする（額装は含まない）。
- ウ 木製パネル仕立て又は額装とする。額装の場合は、ガラスは不可とする。
- エ 画像加工処理は不可とする。

4 テーマ

特に定めない。

5 出品上の注意

- (1) 出品は個人の作品に限る。
- (2) 出品規格に合わない作品は受け付けない。
- (3) 出品作品ごとに「美術展出品票」（別途様式を指定する。）を添付する。
- (4) 作品の裏面には、展示用の吊りひも等をつける。（彫刻、工芸の立体作品を除く。）
- (5) 次に該当する場合は、完成後の写真を必ず添付する。
 - ア 日本画、洋画、書及び写真の部門の出品作品のうち、展示方向（正面、上下等）を示す必要があるもの
 - イ 彫刻部門の全出品作品
 - ウ 工芸部門の全出品作品
- (6) 展示に際し、組み立て等が必要な作品については、完成後の写真及び組み立て説明図などを必ず添付する。
- (7) 食品、生きている動植物、死骸、樹皮のついた木材等、カビや虫の発生が懸念される素材を用いていないこと。
- (8) 騒音、悪臭、虫害、腐食、発熱、発火等、展示室の環境に影響を及ぼす恐れがないこと。
- (9) 作品や額等に、虫、虫の巣・卵・さなぎ、カビ、埃等が付着していないこと。
- (10) 作品形状、重量等により著しく展示が困難な場合は、主催者の判断により展示しないことがある。
- (11) 写真の部については、入選作品集の印刷用として、同一写真〔2 L版（127 mm×178 mm程度）、光沢のあるもの〕を同封し、その写真の裏面にも「美術展出品票」を貼り付けることとする。